

第一種フロン類充填回収業者 様

静岡県くらし・環境部
環境局環境政策課長

第一種フロン類充填回収業登録の更新手続について

日頃から、フロン類の適切な回収に御協力をいただき、ありがとうございます。

フロン類充填回収業の登録有効期間は、フロン排出抑制法に基づき5年間と定められており、貴社の有効期間満了が近づいております。引き続きフロン類充填回収業を行う場合は、下記により登録の更新手続をお願いします。

記

1 手続に必要な書類 (①～⑦全て必要です (③・⑥・⑦は不要の場合があります))

- ① 登録の更新申請書 (静岡県収入証紙 4,000円を貼付) } ①・②は様式を同封してあります。
- ② 誓約書
- ③ 法人：登記簿謄本 (3箇月以内のもの、コピー不可)
個人：住民基本台帳ネットワークで確認するため、住民票等は不要です。
- ④ フロン回収設備の所有権を有することなどを証する書類
(納品書、販売証明書、該当設備の写真 (型番等が判別できるもの) 等のいずれか)
- ⑤ フロン類回収設備の種類及び能力を証明する書類 (説明書・カタログ等の該当箇所)
- ⑥ フロン類の回収に携わる者が有する資格等を示す書類 (回収業を行う場合)
- ⑦ フロン類の充填に携わる者が有する資格等を示す書類 (裏面参照)

※申請書の提出部数 1部

※様式は静岡県ホームページからもダウンロードできます。

2 登録更新申請書の提出先等

【提出先】〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6
静岡県くらし・環境部環境局環境政策課 (電話 054-221-3781)

- ・更新申請書の提出は、持参若しくは郵送 (簡易書留又はレターパックプラス) をお願いします。
- ・更新申請は、有効期間満了日の3箇月前から受付しています。登録完了後、申請者あてに登録通知書を郵送します。

※裏面も必ず御確認ください

3 注意事項

- ・平成 27 年 4 月の法改正に伴い充填業を行う場合も許可が必要となり、フロン類充填回収業の登録更新の際に、その要件を満たしているか確認することとなっています。充填業を行う場合は、必ず⑦の充填業に携わる者が有する資格等を示す書類を添付してください。(回収業のみ行う場合は、添付不要です。)

【充填業に携わる者が有する資格等として有効なもの】

- ・「第一種または第二種冷媒フロン類取扱技術者」
 - ・「静岡県フロン類取扱・管理技術者講習会修了者」等国が認める講習会の受講者
- ・登録を更新するためには、有効期間内に更新申請書が県に到達している必要があります。有効期間内に申請がない場合には、登録が抹消されます。また、有効期限切れでフロン充填回収業を行った場合、行政処分の対象となります。有効期限が切れた場合、作業を行わないでください。
 - ・登録通知書以外の業務を行った場合、行政処分の対象となるため、申請内容と県から発行した登録通知書を確認してから作業するようお願いします。
 - ・フロン類充填回収業の登録が抹消されると、以後、特定製品からのフロン回収等はできませんので御注意ください。登録抹消後にフロン充填・回収業を行おうとする場合は、再度、新規登録が必要となります。
 - ・更新申請手数料として静岡県収入証紙 4,000 円分を貼付してください。収入印紙と間違いのないよう御注意ください。また、貼付した収入証紙に割印は不要です。
 - ・個人事業主の場合、県担当者が住民基本台帳ネットワークを使用し確認しますので、住民票等の添付を省略できます。その場合、検索のため氏名の「ふりがな」を必ず記入してください。

4 県証紙の購入について

- ・県庁売店、県総合庁舎、静岡県内市役所及び町役場、警察署で販売しています。
- ・県外の方等、郵送で静岡県収入証紙の購入を希望される方は、「収入証紙代金（更新：4,000 円）」と、簡易書留料金の「460 円切手を貼付した返信用封筒」を同封の上、「現金書留」により以下の住所に送付してください。

【証紙購入時の送付先】※申請書の送付先ではありません。

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県庁本館 1 階売店静岡県収入証紙販売所(電話番号:054-221-2557)

担当：地球環境班

電話：054-221-3781